

岡山大学 出産・育児支援制度一覧表（令和6年5月時点）

各色の意味

男女とも利用可	女性のみ	男性のみ	保育施設
---------	------	------	------

	妊娠	出産8週間前	出産6週間前	出産	産後2週間	産後8週間	生後6ヶ月	1歳	3歳	小学校就学	小学3年生	中学校就学
1. 出生支援休暇												
2. 在宅勤務	男女とも利用可											
3. 時間外勤務及び深夜勤務の制限（妊産婦）	女性のみ											
4. 男女雇用機会均等法第十二条・第十三条に基づく職務専念義務免除	女性のみ											
5. 育児参加休暇	男性のみ											
6. 産前休暇	女性のみ											
7. 産後休暇	女性のみ											
8. 保育休暇	女性のみ											
9. 配偶者出産休暇	男性のみ											
10. 時間外勤務及び深夜勤務の制限（妊産婦でない）	男性のみ											
11. 出生時育児休業	男性のみ											
12. 育児休業	男女とも利用可											
13. 育児短時間勤務	男女とも利用可											
14. 育児部分休業	男女とも利用可											
15. 勤務時間の割り振り変更	男女とも利用可											
16. 子の看護養育休暇	男女とも利用可											
17. リサーチサポーター事業（教員を対象とした制度）	男女とも利用可											
18. リスタート支援助成金（教員を対象とした制度）	男女とも利用可											
19. キャリア支援制度（病院臨床業務に携わる医師等を対象とした制度）	男女とも利用可											
20. ベビーシッター派遣事業	男女とも利用可											
21. 乳幼児保育施設 なかよし園	保育施設											
22. 医療機関併設型病児保育室 ますかっと保育ルーム	保育施設											
23. 学童保育施設 かいのき児童クラブ	保育施設											

各出産・育児支援制度	概要
1. 出生支援休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、最大5日間が特別休暇として付与されます。
2. 在宅勤務	満9歳までの子を養育する職員は、1週間につき原則2日以内を在宅勤務とすることができます。
3. 時間外勤務及び深夜勤務の制限（妊産婦）	妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員が請求した場合には、時間外勤務、休日勤務又は深夜における勤務をさせないこととなっています。
4. 男女雇用機会均等法第十二条・第十三条に基づく職務専念義務免除	男女雇用機会均等法第十二条・第十三条に基づき、職務専念義務を免除されます。具体的には、保健指導や健康診査を受けるための時間の確保、保健指導等での指導事項を守るための勤務時間の変更や勤務の軽減等があります。
5. 育児参加休暇	職員の配偶者の出産予定日の8週間前から出産後1年間で、子の養育のため勤務できない場合は、最大5日間が特別休暇として付与されます。
6. 産前休暇	8週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合は、出産の日までの申し出た期間が特別休暇として付与されます。
7. 産後休暇	女性職員が出産した場合は、出産から8週間までの期間が特別休暇として付与されます。
8. 保育休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認める授乳等を行う場合は、1日2回それぞれ30分以内の期間が特別休暇として付与されます。
9. 配偶者出産休暇	職員が配偶者の出産に伴い勤務できないときは、配偶者の出産に係る入院等の日から出産後2週間以内までで最大2日間が特別休暇として付与されます。
10. 時間外勤務及び深夜勤務の制限（妊産婦でない）	小学校就学前の子の養育を行う職員であって請求のあったものについては、時間外勤務及び深夜勤務に従事させないこととなっています。
11. 出生時育児休業	出生の日から起算して8週間以内に、最大4週間（28日）の出生時育児休業を取得することができます。
12. 育児休業	3歳未満の子を養育する職員は、育児休業を取得することができます。
13. 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する職員は、希望する日や時間帯（岡山大学職員の育児休業等に関する規程第11条の各号に掲げるいずれかの勤務形態）で勤務することができます。
14. 育児部分休業	満9歳までの子を養育する職員は、育児部分休業（1日の勤務時間の一部について勤務しないこと）を取得することができます。育児部分休業は、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日を通じて2時間以下で、30分単位で行うものです。
15. 勤務時間の割り振り変更	満9歳までの子を養育する職員は、1か月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が所定勤務時間を超えない範囲で休日及び勤務時間を割り振ることができます。ただし、非常勤職員は対象外です。
16. 子の看護養育休暇	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護養育のため勤務できない場合は、最大5日間が特別休暇として付与されます。
17. リサーチサポーター事業（教員を対象とした制度）	出産・育児・介護等により研究時間の確保が困難となった教員や研究員のため、研究補助業務に従事する支援員「リサーチサポーター」の配置を支援します。詳しくは <a href="https://okayama-u-diversity.jp/researcher-support/research-supporter/">https://okayama-u-diversity.jp/researcher-support/research-supporter/</a>
18. リスタート支援助成金（教員を対象とした制度）	出産・育児・介護・看病等による研究中断から復帰する研究者に、リスタートアップ研究費を助成します。詳しくは <a href="https://okayama-u-diversity.jp/researcher-support/restart/">https://okayama-u-diversity.jp/researcher-support/restart/</a>
19. キャリア支援制度（病院臨床業務に携わる医師等を対象とした制度）	出産・育児・介護等で通常勤務が困難な医師を対象に、オンコール・日当直免除、希望に沿った時間の短縮が調整可能になります。詳しくは <a href="https://www.okayama-muscat.jp/support/short-work/">https://www.okayama-muscat.jp/support/short-work/</a>
20. ベビーシッター派遣事業	仕事と育児の両立支援の一環として、教職員のためのベビーシッター派遣事業割引券を発行しております。詳しくは <a href="https://okayama-u-diversity.jp/birth-childcare-nursing-care-support/babysitter-support/">https://okayama-u-diversity.jp/birth-childcare-nursing-care-support/babysitter-support/</a>
21. 乳幼児保育施設 なかよし園	教職員・研究生・大学院生等の0歳～5歳の子どもを預けることのできる保育施設です。詳しくは <a href="https://okayama-u-diversity.jp/childcare-facility/nakayoshien/">https://okayama-u-diversity.jp/childcare-facility/nakayoshien/</a>
22. 医療機関併設型病児保育室 ますかっと保育ルーム	病中・病後の子どもを預けることのできる病児保育施設です。詳しくは <a href="https://okayama-u-diversity.jp/childcare-facility/muscat-byoji-hoiku-room/">https://okayama-u-diversity.jp/childcare-facility/muscat-byoji-hoiku-room/</a>
23. 学童保育施設 かいのき児童クラブ	岡山市の小学校の長期休業期間中（夏休み・冬休み・春休み）に勤務する教職員等の児童を保育する学童保育施設です。詳しくは <a href="https://okayama-u-diversity.jp/childcare-facility/kainoki-jido-club/">https://okayama-u-diversity.jp/childcare-facility/kainoki-jido-club/</a>